

山梨県公報

号外第七十号

平成十八年

十二月一日

金 曜 日

目 次

公 告

平成十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

● 平成十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律
第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の
とおり公表する。

平成十八年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一九・二六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八二・二二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二二・七三ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・九一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、八〇二・九一ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四六・四七ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	三・六四ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、一八一・二二ヘクタール
葎崎地区土砂流出防備保安林	五七五・六八ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七三二・〇二ヘクタール
一六・八八ヘクタール
一、一五五・六一ヘクタール
一四五・五一ヘクタール
一一四・三〇ヘクタール
一七四・〇四ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番